

○中村学園大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程

平成5年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、中村学園大学(以下「本学」という。)の大学院学生をティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)として採用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この制度は、本学大学院学生をTAとして採用し、学部の実験・実習・演習等の教育的補助業務に従事させることにより、将来教員・研究者になるための学習機会の提供、並びに大学・大学院教育の充実を図ると共に、これに対する給与の支給により、奨学に資することを目的とする。

(資格・採用)

第3条 TAは、本学大学院学生のうちから、毎年度始めに、関係する研究科長と学部長又は学科主任との間で協議選考して、学長に推薦し、学長が採用を決定する。

(採用期間)

第4条 TAの採用期間は前学期又は後学期の講義期間とする。ただし、標準修業年限内の者にあつては、再選考のうえ再採用することがある。

2 TAの採用は原則として1年次後学期から2年次前学期までとする。ただし、博士後期課程については、3年次前学期までとする。

(業務)

第5条 TAは、当該授業科目の担当教員の指示監督に従い、実験・実習・演習の指導補助を行う。

(補助担当回数)

第6条 TAの補助担当回数は、原則として週1コマとする。ただし、当該分野において他に担当できる本学大学院学生を欠く時は週2コマまで認めることがある。

(手当)

第7条 TAに採用された学生に対しては、採用期間に応じ手当を支給する。額については、別に定める。

(所管課)

第8条 TAに関する事務は、教務部が担当する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。